

児童虐待対応訓練を実施します

「児童虐待が行われているおそれがある」等の通告があり、児童の安全確認ができない場合に行う「臨検・捜索」について、児童相談所と警察の合同で想定訓練を実施します。

1 日時

令和3年11月4日（木）午後2時から午後3時

2 場所

群馬県警察学校

（前橋市元総社町80番地5 電話027-251-2590）

3 内容

（1）想定内容

ア 児童相談所に近隣住民から通告

「毎夜、男性の怒鳴り声や、痛い、ごめんなさいという子どもの泣き声が聞こえる。
子どもの顔に大きな痣があり虐待されているのではないかと心配」

イ 児童相談所職員が家庭訪問するが、保護者の訪問拒否により児童に面会ができず。

ウ 関係機関と協議を行い、立入調査を実施するが、ドア越しに保護者が立入りを拒否し、児童に面会できず。

エ 児童相談所は裁判所から「臨検・捜索許可状」を得た上で、警察署長に対し援助要請を行い、警察官の協力を得つつ、その家庭への「臨検・捜索」を行う。

（2）訓練内容

「臨検・捜索」の際、保護者は在宅しているが、ドアを開けようとしない(施錠されている)ため、児童相談所職員が強制的に解錠して家庭に立ち入り、抵抗する父母を説得・制止し、児童相談所職員が児童を保護します。

4 参考

（1）臨検・捜索とは（児童虐待防止法第9条の3）

- ・臨検とは、実力行為を伴い、住居等に立ち入ること。
- ・捜索とは、住居等につき、強制処分として人の発見を目的に探し出す行動のこと。

（2）児童の安全確認・安全確保のプロセス

